

社会福祉法人 大島福祉会

役員・評議員の報酬等に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人 大島福祉会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤役員の報酬額は、次のとおりとする。

理事長 月額 200,000円

- 2 常勤役員を除く役員等は無報酬とする。
- 3 この法人の役員等の報酬総額は、年間240万円以内とする。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は月額の場合、一般職員と同様にする。

(支給方法)

第4条 理事長及び常勤役員の報酬は、新たに就任した場合は就任の日から支給し、任期満了による退職又は死亡等によってその職を失った場合には、失職の日の属する月まで支給する。

- 2 前項の規定による就任又は失職する日の属する月の報酬は、就任した場合は就任の日から日額計算による額とし、失職の場合も失職する日までの日額計算とする。

(委 任)

第5条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の決議によって行う。

付 則

(施行期日)

この規定は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

改正後の社会福祉法人大島福祉会 役員・評議員の報酬等に関する規定は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

改正後の社会福祉法人大島福祉会 役員・評議員の報酬等に関する規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

改正後の社会福祉法人大島福社会 役員・評議員の報酬等に関する規定は、平成29年4月1日から施行する。